

令和3年度 巡回指導における指摘項目(否) ワースト10



神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関
(一社)神奈川県トラック協会 適正化事業部

◆巡回指導における指摘項目(否)の件数

■令和3年度 指摘項目(否)ワースト10(神奈川県)

順位	指導項目	指導件数	否件数	否割合	前年度 順位
1	特定運転者への特別指導	578	296	51.2%	1位
2	運行指示書の作成	98	46	46.9%	2位
3	健康診断の実施	856	268	31.3%	5位
4	特定運転者への適性診断	578	168	29.1%	3位
5	運輸安全マネジメントの実施	787	221	28.1%	4位
6	乗務員への指導監督	862	241	28.0%	7位
7	点呼の実施・記録保存	862	219	25.4%	6位
8	定期点検の実施・記録保存	862	205	23.8%	9位
9	整備管理者研修の受講	655	135	20.6%	13位
10	運行管理者講習の受講	678	137	20.2%	10位

【参考】令和2年度8位であった「過労防止」は11位

◆巡回指導における指摘項目(否)の件数



一般社団法人
神奈川県トラック協会

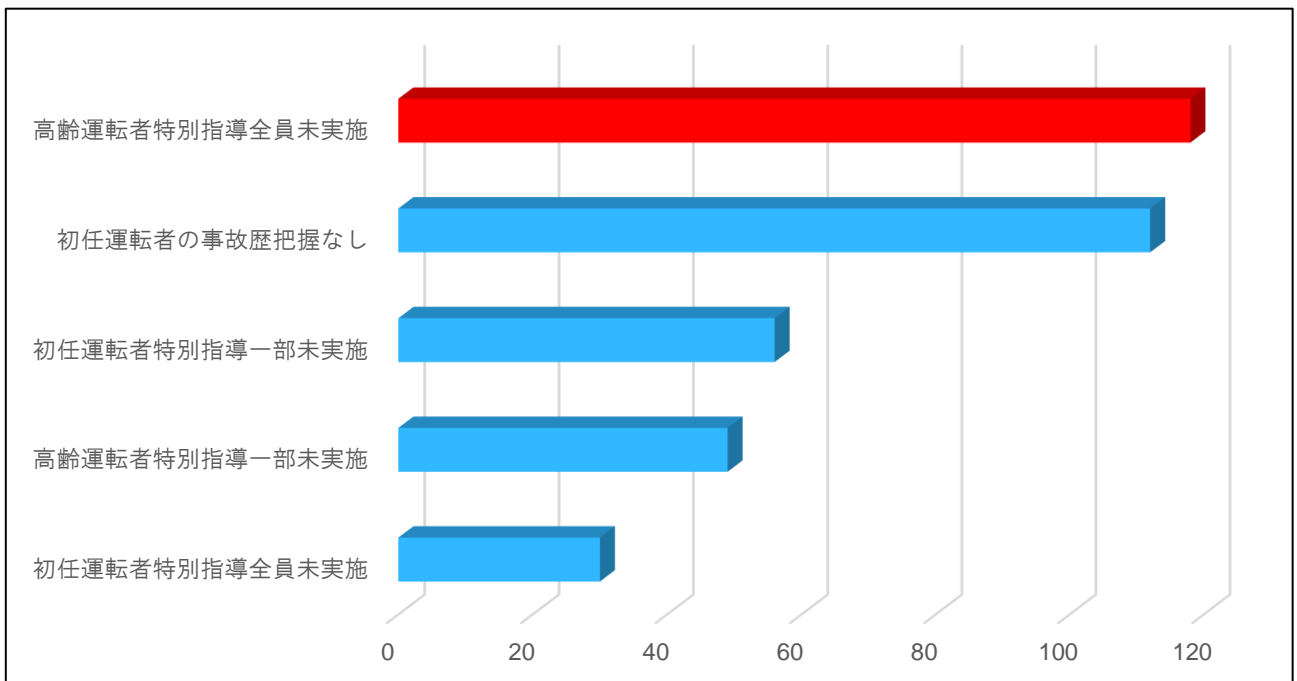
■令和3年度 指摘項目(否)ワースト10(全国)

順位	指導項目	指導件数	否件数	否割合
1	特定運転者への特別指導	13,166	4,817	36.6%
2	特定運転者への適性診断	13,573	3,265	24.1%
3	運行指示書の作成	4,311	901	20.9%
4	過労防止	19,471	3,869	19.9%
5	点呼の実施・記録保存	19,386	3,743	19.3%
6	健康診断の実施	19,090	3,221	16.9%
7	運輸安全マネジメントの実施	18,563	3,068	16.5%
8	乗務員への指導監督	19,198	3,011	15.7%
9	整備管理者研修の受講	16,861	2,566	15.2%
9	定期点検の実施・記録保存	19,137	2,908	15.2%

【1位】 特定運転者への特別指導

この項目では、主に①初任運転者への特別指導(座学15時間以上・実技20時間以上)
②初任運転者の事故歴把握③高齢運転者への特別指導(適齢診断結果に基づく)の
3点について確認します。

順位	否の理由	否件数	否割合
1	高齢運転者特別指導全員未実施	118	30.9%
2	初任運転者の事故歴把握なし	112	29.3%
3	初任運転者特別指導一部未実施	56	14.6%
4	高齢運転者特別指導一部未実施	49	12.8%
5	初任運転者特別指導全員未実施	30	7.8%



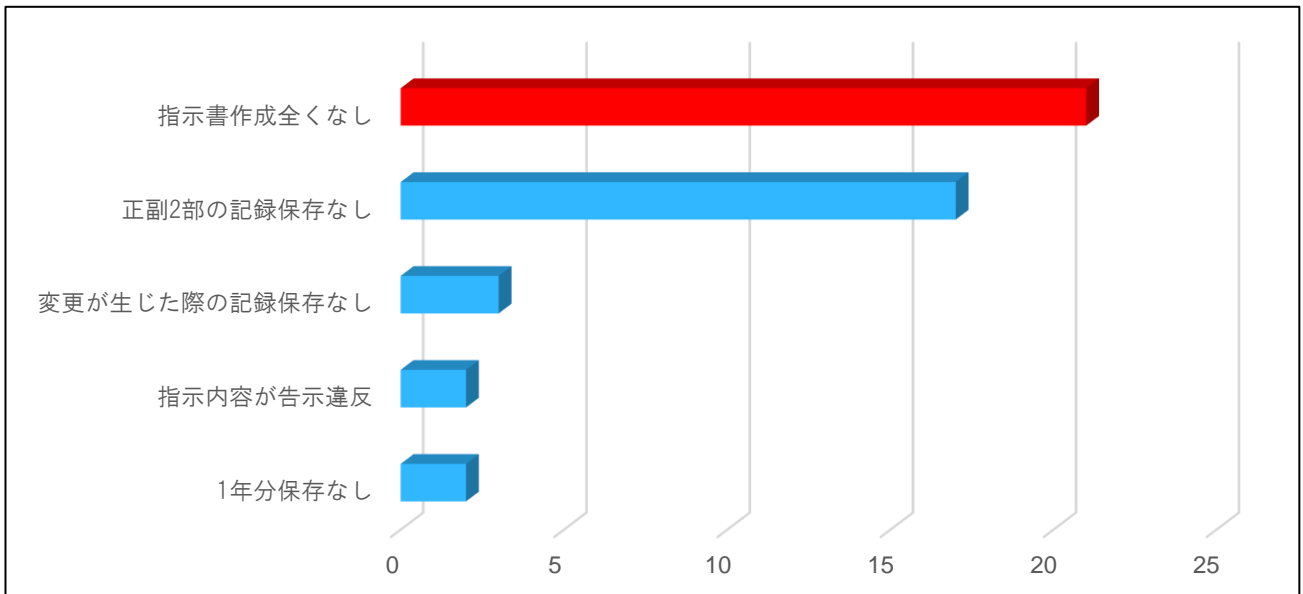
【事業所での留意点】

- 高齢運転者(65歳以上)に適齢診断結果に基づき指導を行い、記録を保存してください。
- 運転者採用時には必ず「運転記録証明書」を取得し、事故歴を把握するようにしてください。

【2位】 運行指示書の作成

この項目では、2泊3日のように乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことが出来ない運行の際に、運行管理者、もしくは補助者により適正な運行指示書が作成され、営業所にて正副2部の保存がされているかを確認します。

順位	否の理由	否件数	否割合
1	指示書作成全くなし	21	43.7%
2	正副2部の記録保存なし	17	35.4%
3	変更が生じた際の記録保存なし	3	6.2%
4	指示内容が告示違反	2	4.1%
4	1年分保存なし	2	4.1%



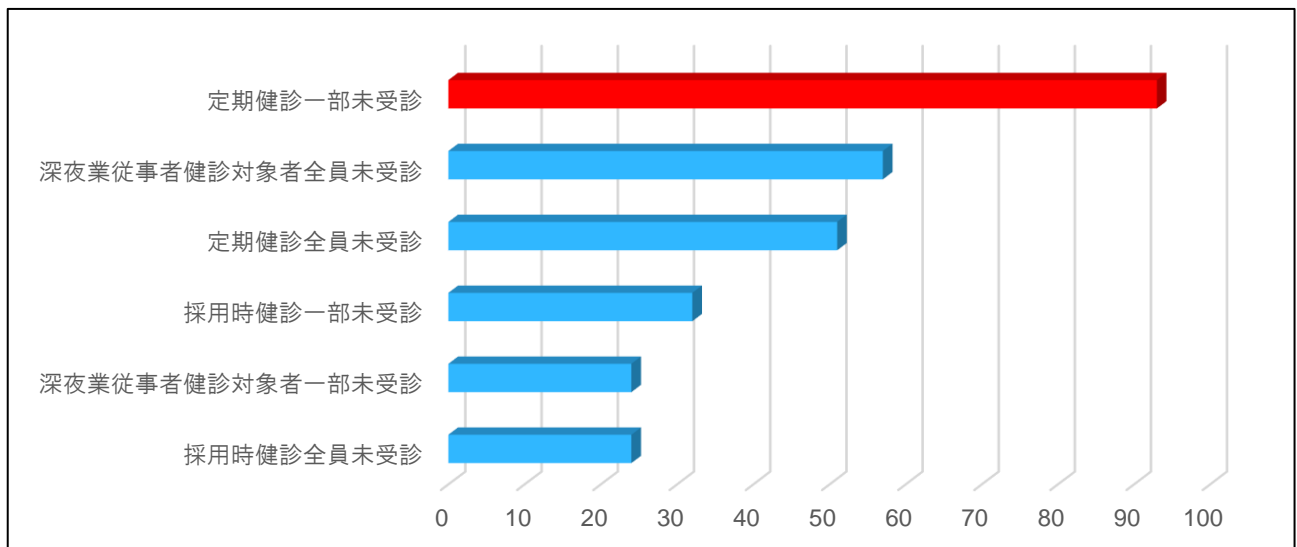
【事業所での留意点】

- 2泊3日以上 of 運行時に必ず事前に2部(運転者携行用・事業所保存用)作成し、運行後、事業所にて2部保存してください。
- 事前に作成した運行指示書の内容に変更が生じた際には、「運行指示書(副)」に変更内容を記載した上で運転者に指示し、「運行指示書(正)」にも変更内容を記載してください。

【3位】健康診断の実施

この項目では、運転者が所定の健康診断を受診し、受診記録が適正に保存されているかについて確認します。

順位	否の理由	否件数	否割合
1	定期健診一部未受診	93	30.6%
2	深夜業従事者健診対象者全員未受診	57	18.8%
3	定期健診全員未受診	51	16.8%
4	採用時健診一部未受診	32	10.5%
5	深夜業従事者健診対象者一部未受診	24	7.9%
5	採用時健診全員未受診	24	7.9%



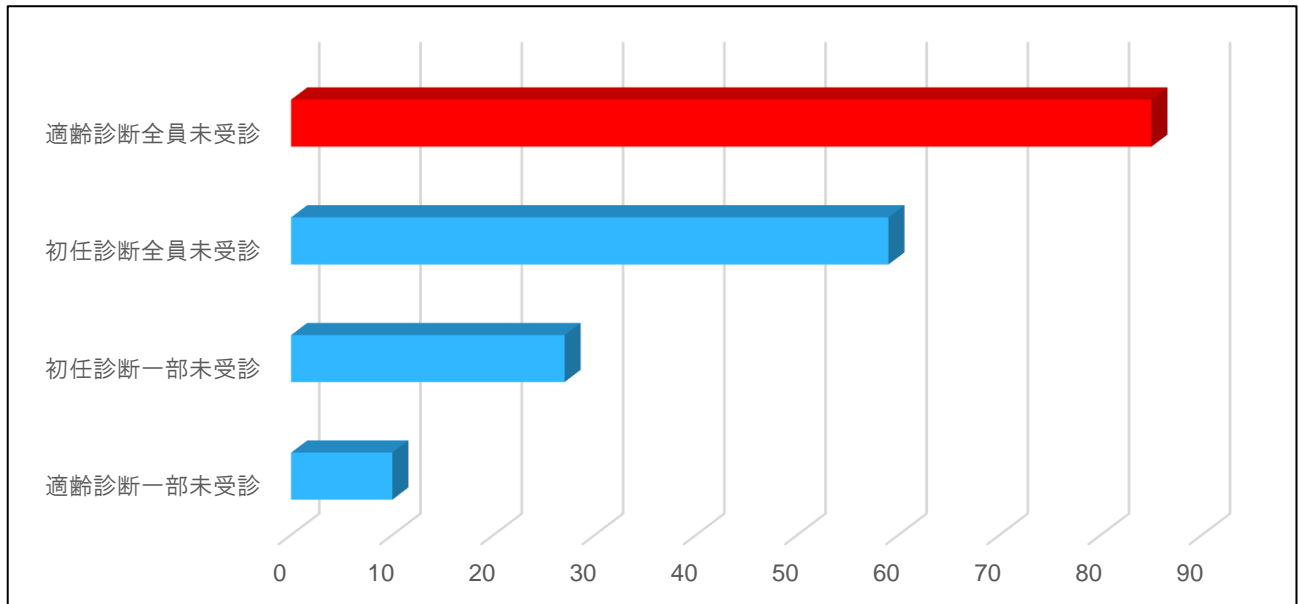
【事業所での留意点】

- 1年以内毎に1回の定期健康診断の受診漏れに注意してください。
- 深夜従事者の6カ月以内毎に1回の受診がされていない場合が多いので注意してください。
※深夜従事者とは22時から5時までの間に従事して、1週間に1回以上又は1カ月に4回以上従事する方です。
- 運転者採用時には雇入時健康診断を必ず実施してください。

【4位】 特定運転者への適性診断

この項目では、義務付けとなっている適性診断（初任診断・適齢診断・特定診断）を該当者にもれなく受診させているか確認します。

順位	否の理由	否件数	否割合
1	適齢診断全員未受診	85	46.1%
2	初任診断全員未受診	59	32.1%
3	初任診断一部未受診	27	14.6%
4	適齢診断一部未受診	10	5.4%



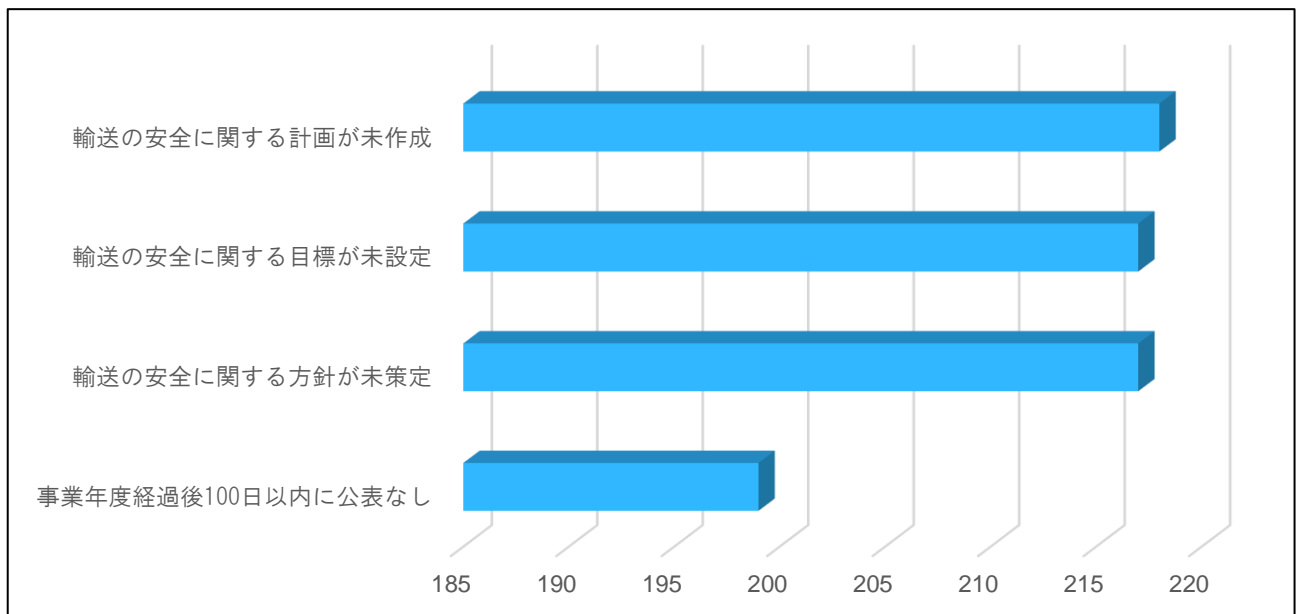
【事業所での留意点】

- 65歳に達した運転者には必ず1年以内に適齢診断を受診させてください。運転者の多い事業所では適齢診断受診漏れが見受けられるので、運転者の年齢管理を行ってください。
- 新たに採用した運転者には必ず初任診断を受診させる必要があります。過去3年以内の受診結果がある場合は再度受診する必要はありませんが、受診結果の記録は事業所にて保管してください。

【5位】 運輸安全マネジメントの実施

この項目では、運輸安全マネジメントに関する取組計画等が作成され、公表されているかについて確認します。

順位	否の理由	否件数	否割合
1	輸送の安全に関する計画が未作成	218	25.6%
2	輸送の安全に関する目標が未設定	217	25.4%
2	輸送の安全に関する方針が未策定	217	25.4%
4	事業年度経過後100日以内に公表なし	199	23.3%



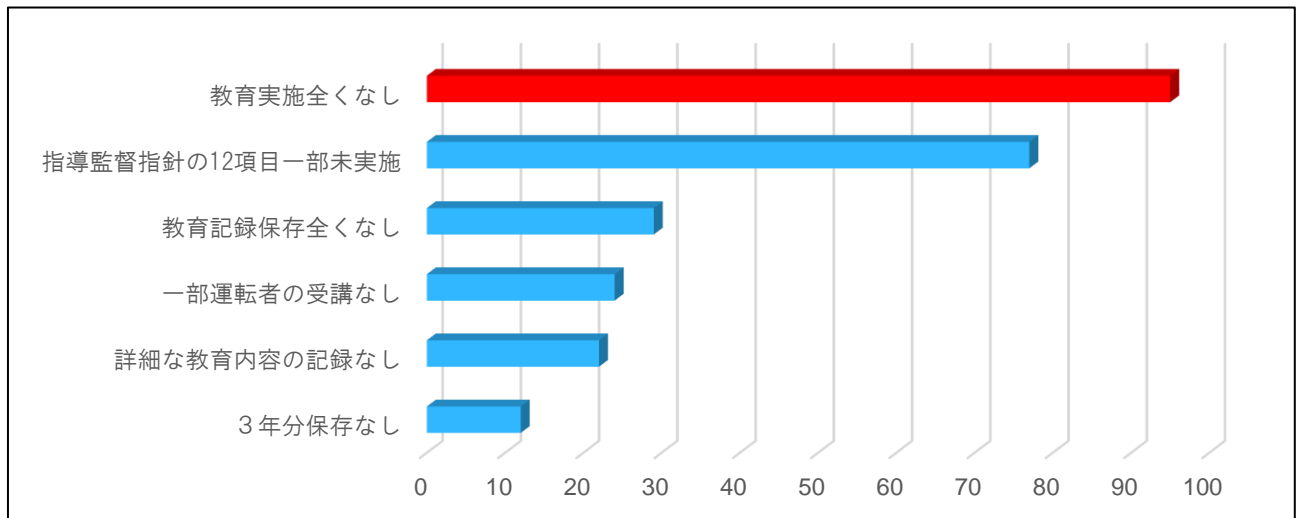
【事業所での留意点】

- 車両台数等の規模に関係なく、全ての事業者で義務付けされているため、各事業者(事業所)で作成し、事業所内掲示、ホームページ等による公表が必要となります。
- 全ての事業者は毎年度ごとに輸送の安全確保に関する取組みを作成し、目標の達成に向けた計画を実施する必要があります。
- 目標達成状況(事故件数)の記載がないケースが見受けられますので注意してください。

【6位】乗務員への指導監督

この項目では、運転者に対して行う指導監督の指針(国交省告示第1366号)に基づいた運転者に対する安全教育を適正に実施しているかについて確認します。

順位	否の理由	否件数	否割合
1	教育実施全くなし	95	35.7%
2	指導監督指針の12項目一部未実施	77	28.9%
3	教育記録保存全くなし	29	10.9%
4	一部運転者の受講なし	24	9.0%
5	詳細な教育内容の記録なし	22	8.2%
6	3年分保存なし	12	4.5%



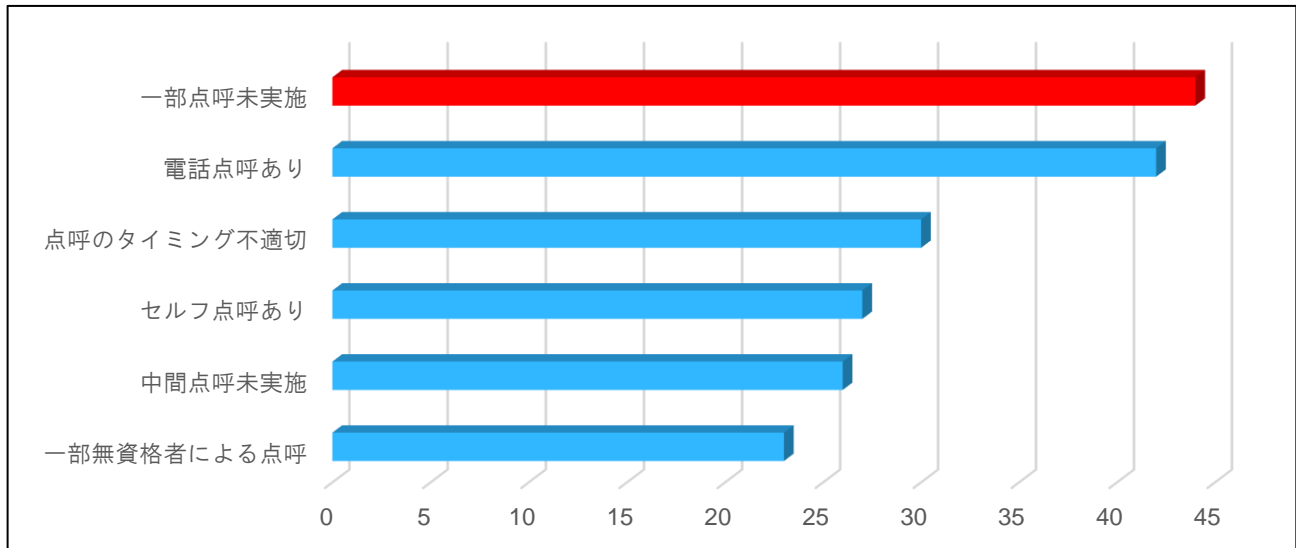
【事業所での留意点】

- 指導監督指針12項目について、各項目を年1回実施することが義務付けであるため、各項目を実施し、記録を残してください。
※年間計画により12カ月で全12項目を実施するよう計画してください。
- 新設項目⑫の項目は未実施の事業所が多いので注意してください。
- 事業所内の全ての運転者に対して実施し、欠席者は必ず後日フォローし、教育記録簿には運転者全員の氏名を記載してください。
- 教育記録の実施内容は、各項目についてどのような教育をしたかが分かるように記録してください。

【7位】 点呼の実施・記録保存

この項目では、運転者が運行管理者又は運行管理補助者より出庫前及び帰庫後などに適正な点呼を実施しているかを点呼記録簿等から確認します。

順位	否の理由	否件数	否割合
1	一部点呼未実施	44	14.9%
2	電話点呼あり	42	14.2%
3	点呼のタイミング不適切	30	10.1%
4	セルフ点呼あり	27	9.1%
5	中間点呼未実施	26	8.8%
6	一部無資格者による点呼	23	7.7%



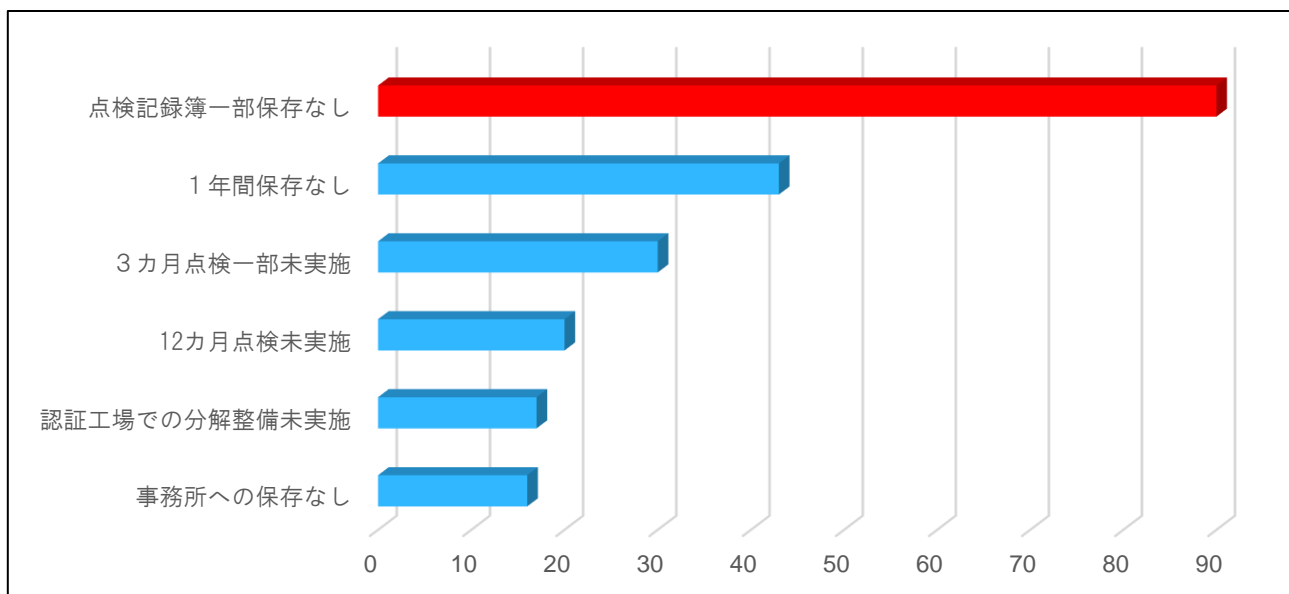
【事業所での留意点】

- 必ず運転者が出庫する前に運行管理者もしくは補助者による点呼を実施し、確実に点呼記録簿に記録・保存してください。
 ※平成30年6月1日より、点呼時の記録事項として「睡眠不足の状況」が追加されました。
- 点呼のタイミング不適切とは、事業所にて点呼実施後、車庫地にて日常点検を行うことで、点呼は日常点検実施後に行う必要があるため、注意してください。

【8位】 定期点検の実施・記録保存

この項目では、営業所に配置している全車両の1年間の定期点検が実施・記録・保存されているかを定期点検記録簿にて確認します。

順位	否の理由	否件数	否割合
1	点検記録簿一部保存なし	90	38.2%
2	1年間保存なし	43	18.2%
3	3カ月点検一部未実施	30	12.7%
4	12カ月点検未実施	20	8.5%
5	認証工場での分解整備未実施	17	7.2%
6	事務所への保存なし	16	6.8%



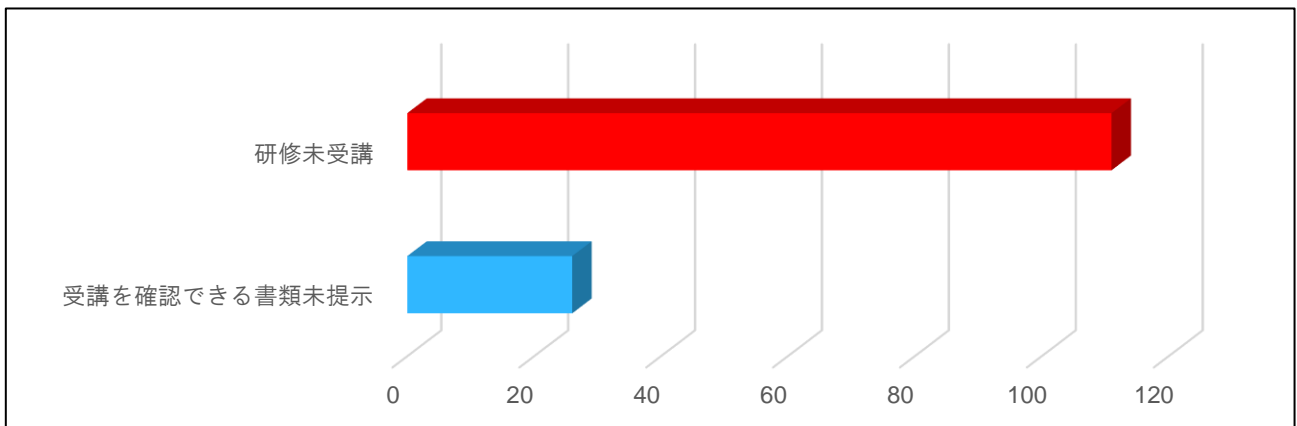
【事業所での留意点】

- 全車両分を事業所にて1年間(3カ月・12カ月点検)分を記録・保存するように注意してください。(コピー可)
- 年間計画表を作成し、漏れなく実施するよう注意してください。
- 3カ月点検は整備管理者が実施できますが、分解整備を伴う12カ月点検は認証工場で実施してください。

【9位】 整備管理者研修の受講

この項目では、選任されている整備管理者が適正に研修を受講(2年に1回)しているかを確認します。

順位	否の理由	否件数	否割合
1	研修未受講	111	81.1%
2	受講を確認できる書類未提示	26	18.9%



【事業所での留意点】

- 整備管理者研修計画表等により、受講漏れ(2年に1回受講)がないように注意し、研修受講証明書(手帳等)を事業所で保存してください。

運行管理者講習・整備管理者研修 受講管理表(例)

区分	氏名	選任年月日	基礎講習受講日		年度(4月1日~翌年3月31日)											
					2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
運行管理者	○田△男	○年○月○日	○年○月○日	予定		○		○		○		○		○		○
				実行												
	△山口美	○年○月○日	○年○月○日	予定	○		○		○		○		○		○	
				実行	2/10											
整備管理者	△川○夫	○年○月○日	/	予定	○		○		○		○		○		○	
				実行	5/15											
	○田△男	○年○月○日	/	予定		○		○		○		○		○		
				実行												

(注意)

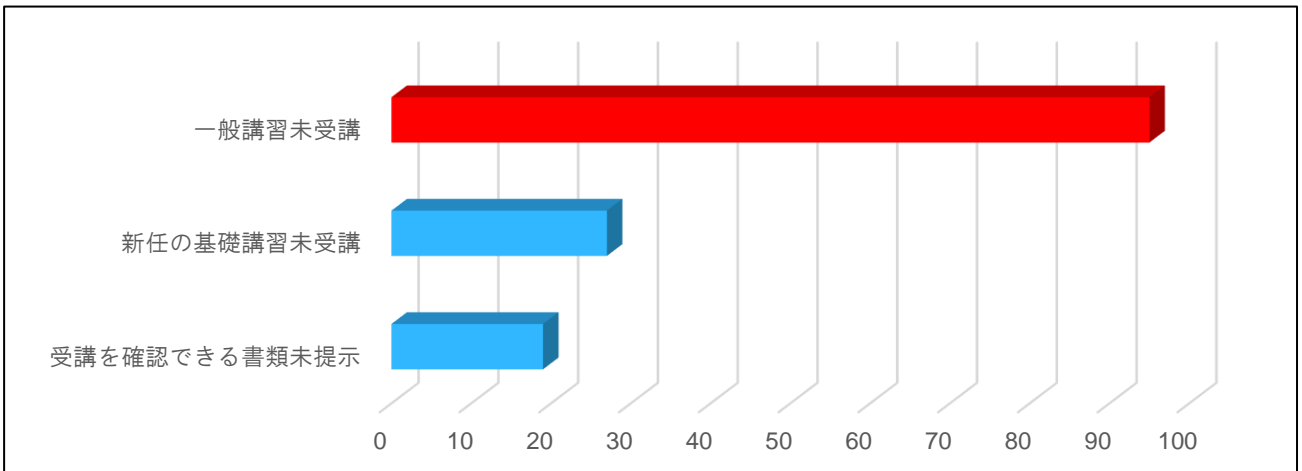
※2年に1回受講してください。

※2年に1回の年は年度(4月1日から翌年3月31日まで)で取り扱うため、運行管理者の△山口美は2023年2月10日に一般講習を受講していますが、受講年度は2022年度になります。

【10位】 運行管理者講習の受講

この項目では、選任されている運行管理者が適正に講習を受講(2年に1回)しているかを確認します。

順位	否の理由	否件数	否割合
1	一般講習未受講	95	66.9%
2	新任の基礎講習未受講	27	19.0%
3	受講を確認できる書類未提示	19	13.3%



【事業所での留意点】

- 運行管理者講習計画表等により、受講漏れ(2年に1回受講)がないように注意し、講習受講証明書(手帳等)を事業所で保存してください。
- 平成24年4月16日以降、新たに選任された運行管理者が基礎講習未受講の場合には、選任された年度に基礎講習を受講する必要がありますので注意してください。
※「新たに選任された運行管理者」とは当該事業者において初めて選任された方で、当該事業者にて過去に選任された方や他の営業所で選任された方は該当しません。
- 2年に1回の年は年度のことで、4月1日から翌年3月31日までになりますので注意してください。
例) 2023年2月に受講した場合は、2022年が受講年度となります。

◆巡回指導に係る参考資料

神奈川県適正化事業実施機関では巡回指導等に活用できる参考資料を配布しています。希望される方は適正化事業部(☎045-471-5877)へお問合せください。



初任運行管理者
実務の手引き



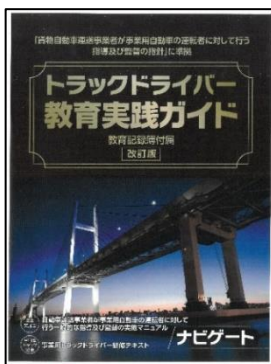
新たに運転者を
雇い入れた場合



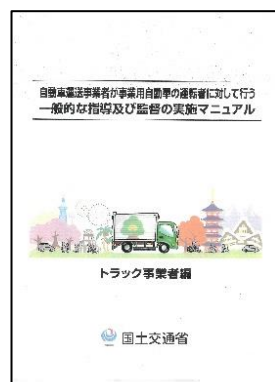
業務管理の手引き



指導・監督指針
改正のポイント



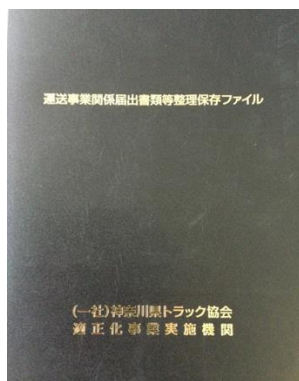
トラックドライバー
教育実践ガイド



一般的な指導及び監督
の実施マニュアル



運輸安全マネジメント
の取組みポスター



届出書類等整理
保存ファイル



モデル就業規則

神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関の ホームページをご活用ください!

問合せ先 神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関 TEL 045-471-5877

適正化事業実施機関のホームページが新たにリニューアルしてスマートフォンやタブレットからの利用にも対応しました。

最新の法令改正や帳票類のデータが情報発信されていますので是非ともご活用ください!



STEP.1

● 適正化事業実施機関ホームページにアクセス

<https://www.kana-tekisei.jp/>

神奈川県適正化

検索



※神奈川県トラック協会ホームページのTopページからもアクセスできます。

STEP.2

● Topページにアクセス

- 「重要なお知らせ」
- 「法改正等」
- 「Gマーク」
- 「研修会」

● 各タブをクリック

- 「適正化実施機関とは」
- 「お知らせ」
- 「Gマーク」
- 「巡回指導」
- 「個別出張相談」
- 「帳票類」

※各項目から最新情報が入手できます。

一般社団法人神奈川県トラック協会
神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関

▶アクセス

貨物運送事業を営む事業者のために
適正な事業を行うアドバイスを致します

トップ 適正化実施機関とは お知らせ Gマーク 巡回指導 個別出張相談 帳票類

▲重要なお知らせ

- 2022年7月21日 2022年度Gマーク・神奈川県内は367事業者が申請
- 2022年7月14日 荷主等の違反車巡回指導に・・・目安値をご利用ください
- 2022年7月14日 2022年度 Gマークの申請受付が終了いたしました
- 2022年6月27日 自動車の積載の制限及び大型・中型免許取得の受験資格が変わりました
- 2022年6月9日 「運行管理業務と安全」マニュアル改訂のお知らせ

代表団長
神奈川県トラック協会

JTA 全日本トラック協会
All Japan Trucking Association

帳票類のページよりデータ
がダウンロードできます。



関係帳票類の保存期間一覧表

神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関

	帳票类等	主な内容等	保存期間等
許認可届出等	運輸支局許認可関係申請書	事業計画の変更等の都度に運輸支局に届出	事業運営の間保存
	増減車届	車両増減の都度に運輸支局に届出	事業運営の間保存
	運行・整備管理者選任届	選任(解任)の都度に運輸支局に届出	選任期間中保存
	事業報告書	毎年決算後100日以内に運輸支局に提出	※事業運営の間保存
	事業実績報告書	毎年7月10日までに運輸支局に提出	※事業運営の間保存
運行管理関係	運行管理規程	制定・改正の場合は制定、実施年月日を記載	制定・改正の都度保存
	運転者台帳	運転者毎に必要な事項を記載した台帳(写真貼付)の作成と保存	選任期間中保存 退職後3年間
	点呼記録簿	点呼の実施、その記録と保存	1年間
	運転日報	運転者毎の乗務記録と保存	1年間
	運行記録計記録紙(チャート紙)	運行記録計(デジタコ)による記録と保存 ※平成29年4月1日より車両総重量7ト以上または最大積載量4ト以上の車両に装着義務付け	1年間
	運行指示書	運行指示書の作成、指示、運転者の携行、変更内容の記録と保存	正・副各1年間
	乗務員指導計画表	国土交通省告示(第1366号)による乗務員指導の計画表の作成と保存	3年間
	乗務員指導記録簿	乗務員の指導・監督、その記録と保存	3年間
	特定運転者への特別指導	初任・適齢(65歳以上)・事故惹起運転者への指針に基づく教育の実施記録と保存	3年間
	特定運転者への適性診断	初任・適齢(65歳以上)・事故惹起運転者への適性診断の受診記録と保存	3年間
事故記録簿/事故報告書	事故の記録と保存	3年間	
整備管理関係	整備管理規程	制定・改正の場合は制定、実施年月日を記載	制定・改正の都度保存
	車両台帳	全車両の自動車検査証(最新)の写し等	車検後更新
	日常点検表	日常点検の実施、運行の可否決定の記録と保存	1年間
	定期点検整備計画表	全車両の定期点検整備の計画表	1年間
	定期点検整備	定期点検整備の計画、実施記録と保存	1年間
労務管理関係	就業規則	従業員10名以上の場合は、作成・変更の都度届出	作成・変更の都度保存
	36協定	毎年更新し、所轄の労働基準監督署に届出	毎年更新の都度保存
	出勤簿等	出勤簿、タイムカードの保存	3年間
	社会保険関係	労災・雇用・健康・厚生年金関係の書類	変更の都度保存
	健康診断受診票	年1回(深夜従事者は年2回)の受診記録と保存	5年間

※許認可届出等については「期間の定めがない」ものもありますが、事業運営の間保存することが望ましいです。